

大阪法務局記載事項証明書発行事務取扱要領

大阪法務局における、記載事項証明書発行事務は下記の要領で取り扱う。

平成23年3月31日

記

第1 必要書類

1 請求者が来庁する場合

- (1) 届出事実の記載されている戸籍謄本等
- (2) 事件本人と請求者の身分関係の分かる戸籍謄本等
((1)の戸籍謄本等で判断のつく場合は不要、原本は返却)
- (3) 請求者の身分証明書
(規則第11条の2に基づく本人確認)
 - 1号書類 運転免許証・旅券・住民基本台帳カード（写真付き）等
 - 2号書類 健康保険証・国民年金手帳等を複数
- (4) 請求事由を疎明する証明書等
 - ア 簡易生命保険の保険証書（平成19年9月30日（郵政民営化）前に効力を生じているもの、コピーも可）
 - イ 年金手帳、年金請求用紙等の年金請求に使用するということが確認できるもの（コピーも可）
 - ウ 石綿による健康被害、労働者災害補償に係る依頼書等
- (5) 認印

2 代理人が来庁する場合

- (1) 届出事実の記載されている戸籍謄本等
- (2) 事件本人と請求者の身分関係の分かる戸籍謄本等
((1)の戸籍謄本等で判断のつく場合は不要、原本は返却)
- (3) 代理人の身分証明書
(規則第11条の2に基づく本人確認)
 - 1号書類 運転免許証・旅券・住民基本台帳カード（写真付き）等
 - 2号書類 健康保険証・国民年金手帳等を複数
- (4) 請求事由を疎明する証明書等
 - ア 簡易生命保険の保険証書（平成19年9月30日（郵政民営化）前に効力を生じているもの、コピーも可）
 - イ 年金手帳、年金請求用紙等の年金請求に使用するということが確認できるもの（コピーも可）
 - ウ 石綿による健康被害、労働者災害補償に係る依頼書等
- (5) 委任状・法定代理人であることを証する戸籍謄本等（規則第11条の

4)

- ア 弁護士・司法書士・行政書士等へ委任されており、窓口に事務員等が来庁する場合は、復代理の委任状も必要。
- イ 法定代理人であることを証する戸籍謄本等は、作成後3か月以内のものが必要（規則第11条の4第2項）。
- ウ 提出書面は原本還付することができる（規則第11条の5）。

(6) 代理人、復代理人の認印

3 郵送で請求者が請求する場合

- (1) 届出事実の記載されている戸籍謄本等
- (2) 事件本人と請求者の身分関係の分かる戸籍謄本等
 - ((1)の戸籍謄本等で判断のつく場合は不要、原本は返却)
- (3) 請求者の身分証明書の写し
 - (規則第11条の2第5項に基づく本人確認)
 - ア 1号書類・2号イの書類（運転免許証・住民基本台帳カード・健康保険証等）の写しを添付し、そこに記載された住所に送付する方法
旅券は住所の記載がないので不可
 - イ 住民票の写し、戸籍の附票の写し又は外国人登録原票の写し（登録原票記載事項証明書）等を送付し、そこに記載された住所に送付する方法
- (4) 請求事由を疎明する証明書等
 - ア 簡易生命保険の保険証書の写し（平成19年9月30日（郵政民営化）前に効力を生じているもの）
 - イ 年金手帳、年金請求用紙等の年金請求に使用するということが確認できるものの写し
 - ウ 石綿による健康被害、労働者災害補償に係る依頼書等
- (5) 請求書
- (6) 返信用の封筒・切手

4 郵送で代理人が請求する場合

- (1) 届出事実の記載されている戸籍謄本等
- (2) 事件本人と請求者の身分関係の分かる戸籍謄本等
 - ((1)の戸籍謄本等で判断のつく場合は不要、原本は返却)
- (3) 代理人の身分証明書の写し
 - (規則第11条の2第5項に基づく本人確認)
 - ア 1号書類・2号イの書類（運転免許証・住民基本台帳カード・健康保険証等）の写しを添付し、そこに記載された住所に送付する方法
旅券は住所の記載がないので不可
 - イ 住民票の写し、戸籍の附票の写し又は外国人登録原票の写し（登録原票記載事項証明書）等を送付し、そこに記載された住所に送付する

方法

- (4) 請求事由を疎明する証明書等
 - ア 簡易生命保険の保険証書の写し（平成19年9月30日（郵政民営化）前に効力を生じているもの）
 - イ 年金手帳、年金請求用紙等の年金請求に使用するということが確認できるものの写し
 - ウ 石綿による健康被害、労働者災害補償に係る依頼書等
- (5) 委任状・法定代理人であることを証する戸籍謄本等（規則第11条の4）
- (6) 請求書
- (7) 返信用の封筒・切手

第2 運用の指針

1 請求者が来庁する場合

第1の1-(1)がない場合

- ア 事件本人の本籍、届出事由発生日（死亡日、出生日等）、届出日又は送付日が特定できれば、発行できる。
- イ 受理証明がある場合は、発行できる。
- ウ 事件本人の本籍、届出事由発生日（死亡日、出生日等）、届出日又は送付日が完全にわからなくとも、届書を検索できる程度に特定されていれば、発行できる。
- エ 第1の1-(1)がコピーでも、発行できる。

第1の1-(2)がない場合

請求権者であることが、第1の1-(1)、第1の1-(4)、当該届書等で確認できれば、発行できる。

例

ア 請求者が届出人である場合

- ・ 婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁等の無効裁判をする場合
- ・ 出生、認知、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁等を事件本人の本国である外国に届ける場合

イ 請求者が事件本人である場合

- ・ 出生、認知、養子縁組、養子離縁等を事件本人の本国である外国に届ける場合

ウ 請求者が親族の資格で死亡届を届けている場合

事件本人と請求者の身分関係について、戸籍謄本等により完全に沿革がつかなくとも、父母欄、従前戸籍の表示、第1の1-(4)等その他の書類で総合的に判断し、請求権者であることに疑義がなければ、発行でき

る。

第1の1-(3)がない場合

本人確認をすることができない場合は、発行できない。

健康保険証等の公的な本人確認資料（規則第11条の2の2号イの書類）を一つだけ持つ者については、届書の記載内容を聴聞により確認する等の方法により、本人確認をすることができた場合は発行することができる。

第1の1-(4)がない場合

ア 簡易生命保険の保険証書がない場合は、保険金額、受取人が確認できる他の書面（郵便局からの通知等）があれば、発行できる。

郵便局の担当者名・電話番号を聞き、直接電話で郵便局に確認できれば、発行できる。

イ 年金手帳、年金請求用紙等の年金請求に使用するということが確認できるものがない場合は、担当者名・電話番号を聞き、直接電話で担当部署（年金事務所等）に確認できれば、発行できる。

ウ 石綿による健康被害、労働者災害補償に係る依頼書がない場合は、担当者名・電話番号を聞き、直接電話で労働基準監督署等に確認できれば、発行できる。

第1の1-(5)がない場合 署名すれば、発行できる。

2 代理人が来庁する場合

第1の2-(1)がない場合は、第1の1-(1)がない場合に準じて取り扱う。

第1の2-(2)がない場合は、第1の1-(2)がない場合に準じて取り扱う。

第1の2-(3)がない場合は、第1の1-(3)がない場合に準じて取り扱う。

第1の2-(4)がない場合は、第1の1-(4)がない場合に準じて取り扱う。

第1の2-(5)がない場合

委任状・法定代理人であることを証する戸籍謄本等がない場合は、発行できない。弁護士・司法書士・行政書士等への委任状はあるが、窓口に事務員等が来庁している場合は、復代理の委任状が必要。復代理の委任状がない場合は、発行できない。

3 郵送で請求者が請求する場合

第1の3-(1)がない場合は、第1の1-(1)がない場合に準じて取り扱う。

第1の3-(2)がない場合は、第1の1-(2)がない場合に準じて取り扱う。

第1の3-(3)がない場合は

本人確認をすることができない場合は、発行できない。

第1の3-(4)がない場合は、第1の1-(4)がない場合に準じて取り扱う。

4 郵送で代理人が請求する場合

第1の4-(1)がない場合は、第1の1-(1)がない場合に準じて取り扱う。

第1の4-(2)がない場合は、第1の1-(2)がない場合に準じて取り扱う。

第1の4-(3)がない場合

本人確認をすることができない場合は、発行できない。

第1の4-(4)がない場合は、第1の1-(4)がない場合に準じて取り扱う。

第1の4-(5)がない場合

委任状・法定代理人であることを証する戸籍謄本等がない場合は、発行できない。

5 必要書類（委任状・代理権限を証する戸籍謄本等を除く），本人確認書類は提示のみでよく、コピーをすることは要しないが、事案により本人の承諾を得た上でコピーをとることは差し支えない。

6 権限確認書類（委任状、法定代理人であることを証する戸籍謄本等）は提出を要する。規則第11条の5の規定による原本還付をすることはできる。

7 弁護士等が代理人となり郵送で請求された場合、職務上請求に該当しないので、弁護士証は本人確認書類にならず、弁護士の運転免許証の写し等が必要になる。よって、原則として弁護士等の自宅の住所に送付することになる。

第3 証明書の作成

1 交付通数は原則として1部とするが、使用目的等により複数必要と認められる場合は、複数部数を交付しても差し支えない。